

社会福祉法人武藏会行動計画

当法人に勤務する職員がその能力を発揮し、仕事と家庭生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年11月1日～令和4年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の一人当たり年間取得日数を毎年度向上するために
計画的有給休暇取得に向けた取り組みをする。

〈対策〉

- 令和1年11月～ 年次有給休暇の取得状況について実態把握
- 令和2年 1月～ 法人検討委員会での検討開始
- 令和2年 3月～ 各事業所において年次有給休暇の取得計画を策定
- 令和2年 4月～ 取得計画に基づいた取得の実施や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標2：地域の子供の施設見学、及び若者のインターンシップ・体験学習の

受け入れを行う。

〈対策〉

- 令和2年 1月～ 受け入れ体制について役職者会議で検討開始
- 令和2年 4月～ 受け入れを行う事業所の体制づくり
- 令和2年 5月～ 関係行政機関、学校への取組の周知
- 令和2年 8月～ インターンシップ・体験学習の受け入れ開始
- 令和2年10月～ 地域の子供の施設見学開始